

第1回 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

議 事 録

平成20年7月17日

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

第1回 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会出席者名簿

開催年月日 及び時間	平成20年7月17日(木)				開会時刻	午後2時00分
					閉会時刻	午後4時30分
会議の場所	万松楼 真珠の間					
出席した委員 30名中 29名出席	会 長	朝 長 則 男	副会長	亀 山 春 光	副会長	宮 田 安 猶
	委 員	松 尾 裕 幸	委 員	安 富 安 雄	委 員	宮 田 京 子
	委 員	久池井 一孝	委 員	林 逸 夫	委 員	山 村 留 次
	委 員	市 岡 博 道	委 員	山 下 伊 三 郎	委 員	森 田 剛
	委 員	馬 郡 謙 一	委 員	松 田 秀 彦	委 員	熊 谷 厚 生
	委 員	井 村 充 伸	委 員	中 村 克 介	委 員	吉 浦 初 義
	委 員	深 江 海 人	委 員	山 口 久 子	委 員	前 田 哲 裕
	委 員	中 尾 ア ヤ	委 員	新 谷 幸 生	委 員	諸 藤 キ 又 子
	委 員	嬉 野 憲 二	委 員	東 雲 和 宏	委 員	河 野 和 子
	委 員	高 尾 潤	委 員	川 田 洋		
欠席した委員 及び顧問	委 員	伊達木瀧之助				
出席した専門 委員	企画調整 部会長	永 元 太 郎	総務部会 長	嶋 田 裕 治	財務部会長	山 口 智 久
事 務 局	参 与	千知波 徹夫	局 長	久 富 達 夫	次 長	浜 田 祝 高
	主 任	土 橋 健 吾	主 任	吉 原 宏 紀	主 任	吉 村 彰 治
	主 任	藤 田 尚 志	主 任	嬉 野 重 明	主 任	太 田 聡

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

第1回協議会 議事録

日 時：平成20年7月17日(木) 14:00～
場 所：万松楼(佐世保市谷郷町)
出席委員 29名

会 議 次 第

開 会

会長・副会長挨拶

委員、事務局紹介

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の役割

1市2町の概要説明、合併新法について

結びつき(基礎データ)、財政状況、合併新法について

議事

【協議事項】

- 協議第 1号 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会会議運営規程について
- 協議第 2号 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会監査委員の選任について
- 協議第 3号 平成20年度事業計画及び予算について
- 協議第 4号 合併に関する協議の進め方について
- 協議第 5号 まちづくり計画(新市基本計画)の策定について

【提案事項】(今回提案分 次回協議)

- 協議第 6号 「合併の方式」について
- 協議第 7号 「合併の期日」について
- 協議第 8号 「新市の名称」について
- 協議第 9号 「新市の事務所の位置」について
- 協議第10号 「一般職の身分の取扱い」について
- 協議第11号 「町名、字名の取扱い」について

【報告事項】

- 報告第 1号 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の諸規程について

その他

- ・協議会の運営(開催)方法について
- ・次回日程について

閉 会

1.開会

【事務局】 定刻前ですが、お揃いでございますので、ただいまから第1回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会を開催いたします。

本日はお忙しい中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。私は、当合併協議会事務局の久富でございます。委員・事務局紹介までの間、司会進行を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日第1回協議会の出欠状況を報告させていただきますが、広域委員の伊達木委員が欠席されております。今日、明日と出張ということで、皆様にくれぐれもよろしくということでございました。それから、佐世保市の地域委員の馬郡委員さんが遅れて来られます。したがって、今現在で30人の委員中28名の出席をいただいております。

会議の開催に当たりましては、合併協議会規約、これはお手元に資料を差し上げておりますが、次第が52ページの資料でございますけれども、その次に参考資料をつけております。規約は参考資料の3ページにつけておりますのでご参照いただきたいと思います。この規約の第10条第1項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっております。本日は28名の出席をいただいておりますので、定足数を超えており、会議が成立しておりますことをまずご報告いたします。

それから、配付資料でございますが、ただいま私が申し上げましたように、ファイルの中に「第1回会議次第」、これは52ページのものでございます、その後に参考資料を添付しております。それと、別に席次表をお配りしております。

ファイルにとじましたのは、次回以降またそのまま持ってきてもらえばよろしいということで、そうしております。

それでは、会議次第に基づきまして進めさせていただきたいと思いますが、本協議会は、協議会規約に基づきまして、会長に朝長佐世保市長、副会長に亀山江迎町長、宮田鹿町町長を充てることを決めております。

それでは、初めに、会長であります朝長佐世保市長よりごあいさつを申し上げます。

会長、よろしくお願いいたします。

2.会長・副会長あいさつ

【朝長会長】 皆様、こんにちは。佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の会長を務めさせていただきます佐世保市長の朝長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、第1回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、大変暑い中にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。まずもって御礼を申し上げる次第でございます。また、この協議会の設置に当たりましては、皆様方には当協議会の委員としてご就任を賜り、会長として重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

平成の大合併の動きの中で、佐世保市は平成17年4月1日に吉井町、世知原町と、そしてまた、翌18年3月31日に宇久町、小佐々町と1市4町で合併を実現いたしております。

さて、今回の佐世保市、江迎町及び鹿町町の1市2町による協議会設置までの経過を簡

単に触れさせていただきますと、ご案内のように、県におかれましては、昨年10月に「長崎縣市町合併推進構想」を発表され、これを受けまして、同年11月に、江迎町及び鹿町町より本市に対し編入合併協議の申し入れがございました。その後、県が「新長崎縣市町合併支援プラン」を発表され、県としての支援策が明らかになったところでございます。

本市といたしましては、今後の合併のあり方については、県北の中心都市として中核市を目指すことを前提とし、また、申し入れのあった江迎町、鹿町町の意向を踏まえ、市議会の皆様と相談をしながら検討していくというスタンスに立ち、中核市実現のため、佐世保地域広域市町村圏組合の未合併5町に対し、合併についての話し合いの場を設けることができないか、二度にわたって呼びかけを行ったところでございます。

しかしながら、各町の現時点での本市に対する回答は総じて否定的なものであり、合併の話し合いの場を設けるには至りませんでした。周辺の未合併町におかれても、将来は合併論議を避けては通れないものと認識はしていただいているようでございます。

まずは、今後の動きを見きわめながら、合併新法による支援措置の活用が可能な平成21年度末までの期限内の合併を実現することができればと考え、佐世保市、江迎町、鹿町町の1市2町による法定合併協議会の設置をさきの6月の定例議会に提案させていただき、それぞれの議会において承認をされまして、7月4日付で佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会設置の運びとなった次第でございます。

委員の皆様には、合併新法の期限内の合併を目標に、これまでの4町との合併の学習や経験を生かしながら、精力的に、また多岐にわたる事項をご協議していただくということになると思います。

市町合併は、関係する自治体の将来を左右する重要な事柄でございますし、地域全体の豊かな将来を見据えていただき、地域資源を生かしたまちづくりの視点で活発なご議論を賜ることができればと考えております。

また、合併協議にはしばしば利害が対立するような案件も出てまいります。行財政を取り巻く厳しい環境の中で、主張すべきは主張し、譲るべきは譲って、お互いに納得のいく合意形成を図っていくことが何より重要ではないかと考えております。その合意内容によっては、結果的に住民サービスが低下することもあり得ることを認識しておかなければならないと考えております。

最後になりますが、本協議会は、これまでの協議会と同様に、公開とさせていただきたいと思っております。合併の主役である住民の皆さんに、この協議会の場でどのような議論がなされているのかを明らかにすることは、説明責任という観点からも大変重要な事柄であると存じております。

本日は第1回目の協議会ということで、次第にもありますように、「本協議会運営規程」から「まちづくり計画の策定について」のご協議と、合併における基本的な協定項目を提案させていただいております。

2回目以降は、ケースに応じ、数多くの議事についてご協議をいただくことも想定されるところでございます。どうか最後までよろしくご協議のほどお願い申し上げまして、会長としてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお会いいたします。

どうもありがとうございました。(拍手)

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、副会長であります江迎町長、鹿町町長様よりごあいさつを申し上げます。

【亀山副会長】 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました江迎町の亀山でございます。

念願でございました合併協議会が、市長をはじめ関係の皆様のご尽力により、ようやく設立されましたことを心から感謝申し上げますとともに、大変うれしく存じておる次第でございます。本来ならば、就任で会長を助けてというところでございますが、もとより浅学非才でございますので、会長に助けられて、合併成就に向けて全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、委員皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いをいたしまして、私の就任のごあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

【宮田副会長】 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました鹿町町長の宮田でございます。副会長に就任させていただくことになりました。本当に念願でございました法定合併協議会の初会合が今日ようやく開かれるということで、大変喜んでおります。この合併協議会を通じて、「合併してよかったな」というすばらしいまちづくりのために頑張っていきたいと思えます。委員の皆さん方のご協力を得、朝長会長と一緒に、合併実現ができるように頑張っていきたいと思えます。よろしく願いいたします。(拍手)

【事務局】 ありがとうございます。

3.委員、事務局紹介

【事務局】 続きまして、委員・事務局紹介に移りますが、その前に、委員の皆様のお手元に委嘱状を差し上げております。本来であれば、会長から委員の皆様お一人お一人に委嘱状を差し上げるべきでございますが、時間の関係もございまして、省略させていただくことをお許しいただきたいと存じます。

それでは、委員・事務局紹介に入りたいと思えます。

参考資料の1ページに委員名簿をつけさせていただいております。それから、席次表もお配りしておりますので、それをご参照しながらお願いしたいと思います。

申しわけございませんが、嬉野委員さんから順次、時計回りに自己紹介をしていただきますようお願い申し上げます。

【嬉野委員】 佐世保市連合町内連絡協議会会長の嬉野でございます。どうかよろしく願いいたします。

【高尾委員】 県北振興局長の高尾でございます。よろしく願いいたします。

【江迎町安富委員】 皆さん、こんにちは。江迎町の議長をしております安富でございます。何とぞよろしく願いいたします。

【江迎町林委員】 皆様、こんにちは。江迎町議会副議長の林と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

【江迎町山下委員】 皆さん、こんにちは。江迎町の行財政・合併特別委員長をしております山下伊三郎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【江迎町松田委員】 皆さん、こんにちは。江迎町の地域で選ばれました松田秀彦と申します。よろしく願いいたします。

【江迎町中村委員】 皆さん、こんにちは。西肥バスの社長の中村でございます。今は

江迎町から佐世保市に毎日出稼ぎに来ておりますけれども、早く佐世保市になって、出稼ぎと言われぬように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【江迎町山口委員】 皆様、こんにちは。山口久子と申します。ただいま江迎町で人権擁護委員をさせていただいておりますが、鹿町町と江迎町のほうの人権擁護委員も、合併じゃないんですけれども、法務省関係の組織の改革ということで去年度（19年度）から佐世保市の協議会に入らせていただいておりますので、こちらの合併のほうもスムーズにいきますようお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【江迎町新谷委員】 皆さん、こんにちは。江迎町から参りました新谷と申します。一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

【佐世保市川田委員】 どうもこんにちは。佐世保市副市長の川田でございます。よろしくお願いいたします。

【佐世保市市岡委員】 皆さん、こんにちは。佐世保市議会の市町合併調査特別委員会副委員長を務めております市岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐世保市久池井委員】 皆さん、こんにちは。佐世保市議会の特別委員会委員長をいたしております久池井でございます。よろしくお願いいたします。

【佐世保市松尾委員】 皆さん、こんにちは。佐世保市議会議長の松尾でございます。よろしくお願いいたします。

【佐世保市井村委員】 皆さん、こんにちは。佐世保市PTA連合会の井村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐世保市深江委員】 皆さん、こんにちは。佐世保市北部商工会の会長を務めております深江でございます。生まれも育ちも、2年前に合併しました小佐々町です。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐世保市中尾委員】 JA長崎西海女性部理事の中尾です。私たちのところも50年前に佐世保市に合併していろいろと助けていただき、ほんとうによかったと思っております。今日はお世話になります。

【鹿町町諸藤委員】 皆様、こんにちは。鹿町町の地域の委員をしております諸藤キヌ子と申します。鹿町町では民生児童委員協議会の会長をしております。お世話になります。よろしくお願いいたします。

【鹿町町前田委員】 皆様、こんにちは。鹿町町の商工会を代表して委員となりました前田哲裕でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【鹿町町吉浦委員】 皆さん、こんにちは。水産業を代表いたしまして委員にならせてもらいました吉浦です。よろしくお願いいたします。

【鹿町町熊谷委員】 皆さん、こんにちは。私、鹿町町では教育委員会のほうで委員長をさせていただいております。それで、地域の委員として、よろしくお願いいたします。

【鹿町町森田委員】 皆さん、こんにちは。鹿町町議会は常任委員会が一つしかございません。総合常任委員会の委員長をしております森田でございます。よろしくお願いいたします。

【鹿町町山村委員】 皆さん、こんにちは。鹿町町の副議長をしております山村留次でございます。どうかよろしくお願いいたします。

【鹿町町宮田委員】 皆さん、こんにちは。鹿町町の議会議長をいたしております宮田

京子と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

【河野委員】 皆様、こんにちは。私は佐世保市社会福祉協議会の副会長を仰せつかったばかりでございまして、こういう場には何か場違いのような気がいたしますが、一生懸命務めさせていただきます。皆様にはボランティアでいつも大変お世話さまになっております。よろしくどうぞ。

【東雲委員】 皆様、こんにちは。私、親和経済文化研究所の東雲と申します。どうぞ皆さん、よろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

次に、事務局の紹介をさせていただきたいと思います。

参考資料の2ページに事務局の名簿を差し上げておりますが、それを参考にしながら、よろしく願いしたいと思います。

佐世保市から、事務局参与の千知波でございます。

【事務局】 千知波でございます。よろしく願いいたします。

【事務局】 同じく佐世保市から、事務局次長の浜田でございます。

【事務局】 浜田です。よろしく願いします。

【事務局】 同じく佐世保市から、事務局主任の土橋でございます。

【事務局】 土橋でございます。よろしく願いします。

【事務局】 同じく佐世保市から、事務局主任の藤田でございます。

【事務局】 藤田です。よろしく願いします。

【事務局】 江迎町から、事務局主任の吉原でございます。

【事務局】 吉原です。

【事務局】 同じく江迎町から、事務局主任の嬉野でございます。

【事務局】 よろしく願いします。

【事務局】 同じく江迎町から、非常駐でございますが、事務局主任の吉永でございます。

【事務局】 よろしく願いします。

【事務局】 鹿町町から、事務局主任の吉村でございます。

【事務局】 よろしく願いします。

【事務局】 同じく鹿町町から、事務局主任の太田でございます。

【事務局】 太田です。よろしく願いします。

【事務局】 それから、非常駐でございますが、鹿町町から事務局主任の平でございます。

【事務局】 鹿町町の平です。よろしく願いします。

【事務局】 最後に、私は佐世保市から、事務局長の久富でございます。よろしく願いいたします。

これをもって委員、事務局の紹介を終わります。

次に移りたいと思いますが、会議の議長につきましては、合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長が当たることとなっておりますので、これから先の議事につきましては、会長に議長としての進行をお願いします。

会長、よろしく願いします。

【朝長会長】 それでは、合併協議会の規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。どうぞ皆さん方、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、着座して進行させていただきます。

本日は第1回目の協議会でございますので、議事に入ります前に、ご承知の委員もいらっしゃるかと思いますが、協議会の役割について共通認識を持っていただくため、事務局より簡潔に説明をさせたいと思います。

事務局、お願いします。

4. 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の役割

【事務局】 協議会の役割につきましてご説明申し上げます。

会議次第の1ページをお開きください。

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の役割ということで書いておりますが、協議会が担任する事務といたしまして、規約の第3条に、一つが、合併に関する協議を行うこと。二つ目として、合併市町村基本計画、これは通常、「まちづくり計画」と呼ばせていただいておりますけれども、「1市2町合併後のまちづくりをどうするんですよ」というまちづくり計画をこの協議会で作成していただきます。それから、そのほか合併に関して必要な事項をご協議いただくというのが協議会の大きな役割でございます。

具体的には、合併に関する協議につきましては、市と町ではそれぞれ同じような制度もございしますが、中身が若干違ったり、佐世保市にはあって江迎町、鹿町町にはない制度があったり、江迎町にはあって鹿町町、佐世保市にはない制度もございします。そのようなものを一つのまちとして一体化していく必要がありますので、調整を図っていく必要がございます。そのような調整を行っていくということが合併に関する一番大きな協議でございます。これは、特に住民サービスに密接にかかわる項目とか、合併後の新市の行政運営の根幹に関わるようなものもございしますので、そのような重要な項目につきまして、主にこの協議会の中でご議論をいただいて、方向性を見出していただきたいと考えています。その協議結果が1市2町で取り交わします合併協定書の原案になるということでございます。

それから、2番目の合併市町村基本計画（まちづくり計画）でございますが、おおむね10年程度の新市のまちづくりの基本的な方向やまちづくりに必要な事業について協議をして、基本計画を作成していくということでございます。

2ページをお開きください。この合併協議会はどういった組織になるのかということでございます。

今日お集まりの、正副会長さんを入れまして委員さん30名に、先ほど申し上げましたように、役割として三つの協議をしていただきます。この合併協議会の下部組織といたしまして、幹事会がございします。幹事会は、協議会に提案する必要な事項について協議をして、「これは協議会に上げましょう」、「これはもう一回よくもんで、次回の協議に上げましょう」というような協議会で、協議していただく案件について事務的な取りまとめをする会でございします。その下に専門部会というのがございまして、調整項目は約1,000ぐらいの多数の項目になると思いますけれども、専門部会は、幹事会で協議をして協議会に上げる前の段階で、それらを1市2町の部あるいは課のレベルで協議調整をして上げていきます。分科会は、そのまたもう一つ下、佐世保市でいけば課のレベル、町では係のレベル

で事務事業の調整をしていきます。下からどんどん持ち上げていって協議会に諮っていくということで協議を行っていただくというものでございます。

それから、3ページに、合併までの流れがどうなるのかということについても簡単にお示ししております。

先ほど会長からのあいさつにもございましたように、6月議会におきまして1市2町の合併協議会設置議案の議決をそれぞれ経まして、7月4日に佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会が設置をされました。今日は、これから本格的な合併協議が始まっていく第1回目でございます。回数といたしましては7回程度を予定しておりますけれども、この合併協議会による協議を深めていきまして、協議内容がまとまりましたら、それぞれ委員の皆様は立ち会っていただきまして、首長（市長、両町長）で合併協定書を調印します。それには知事にも立ち会いをしてもらっております。

その調印が終わりまして、今度は1市2町で廃置分合（合併）議案をそれぞれ議会に提案をさせていただきますと、審議をして議決していただきますと、それを県知事へ合併（廃置分合）申請を行います。県におきましては、県としての廃置分合議案をまた県議会上程され、議決をいただきましたら総務省のほうにお送りしまして、総務大臣の告示が出れば、そこで1市2町の合併が決まる。その合併日も当然決まっておりますので、その合併日をもって新市が誕生します。

廃置分合議案を議決していただいた後には、当然、合併協議の合意に基づきましたいろいろな合併準備作業が並行して出てまいります。例えば、この協議会の中で協議をして決まったことが出てきますと、条例を改正するという作業が出てきたり、あるいは電算システムなんかを統一してやっていくという作業等も出てまいります。今までの例ではそれに大体1年近くかかっております。このようなことを並行してやりながら合併新市が誕生していくような流れになっております。

会長、前段説明は以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明についてご質問やご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 質問がないようでございますので、次に進ませていただきます。

次は、1市2町の概要説明、合併新法について、事務局より説明をさせます。

5. 1市2町の概要説明、合併新法について

【事務局】 資料の4ページをお開きください。

ちょっと字が小さくて大変恐縮でございますが、今回、第1回目の協議会ということもございまして、また、初めてご論議をなさるといふ合併協議会の委員さんもいらっしゃると思われましたので、まずは、佐世保市、江迎町、鹿町町がどういったまちなのか、1市2町の結びつきはどういった状況になっているのかを先にご説明することで資料をつくりました。

1番目は、それぞれ、市、町のプロフィールをまとめたものでございます。ここは時間の関係で省略をさせていただきたいと思っております。

人口、面積等でございますが、一番最近の数値、20年5月1日の推計人口で佐世保市

が25万3,874人、江迎町が5,883人、鹿町町が5,162人。1市2町が合体いたしますと人口が26万4,919人という状況になります。17年10月のいわゆる国勢調査におきましては、佐世保市、江迎町、鹿町町を合わせまして26万9,574人でしたので、市におきましても、町におきましても、若干、人口の減少傾向が続いているという状況でございます。表-3におきましての人口推移も同じような傾向でございますけれども、佐世保市の人口が17年に増えておりますのは、先ほど会長からのあいさつでもございましたように、4町との合併をしたことによる人口の増でございます。旧佐世保市から見れば、表-2で見ておわかりのように旧佐世保市としては人口は減っているという状況でございます。

次に、5ページ、年齢区分ごとの人口でございます。

これは特に65歳以上の高齢者人口がどのようになっているのかだけを説明させていただきませんが、佐世保市が23.2%、江迎町27.7%、鹿町町26.4%で、2町が高齢者率が若干高いという状況でございます。

それから、結びつきについてでございます。

交流人口でございますが、まず、お勤めがどうなっているのか。江迎町でお仕事をなさっている佐世保市民の方が574人いらっしゃいます。同じく、鹿町町でお勤めの市民の方が214人いらっしゃいます。逆に、佐世保市にお勤めの江迎町の方が517人、佐世保市にお勤めの鹿町町の方が480人。町におきましては、18.9%、19.3%（約20%弱）の方が佐世保市にお勤めに来ていらっしゃるという状況です。

それから、通学で見えておりますと、佐世保市から江迎町に通学していらっしゃるの5名、鹿町町が132名と、鹿町町は多うございます。逆に、江迎町から佐世保市に通学していらっしゃる方は94名、鹿町町が60名ということで、江迎町におきましては37.9%の方が佐世保市に通学をしていらっしゃるという状況でございます。

それから、表-8、購買動向でございますが、江迎町の住民の方々が佐世保市に買い物に来られる率が36.7%。地元で買われるのが32.4%ですから、佐世保市で買われる比率のほうが若干高いです。同じように、鹿町町を見ましても、佐世保市で買い物を買われる比率が34.6%でございます。地元で20%でありますので、これも佐世保市で買われる率が高いということです。

それから、4番目の産業・経済の状況でございます。

江迎町、鹿町町は1次産業が10%を超えておりますので、やっぱり1次産業の比率が高いです。一方、2次産業は佐世保市のほうが若干ウエートが低いです。3次産業は圧倒的に佐世保市が高いです。トータルいたしまして、1次産業が5.1%、2次産業が19.7%（2割弱）、3次産業が75.2%ということになるということでございます。

それから、6ページでございますが、商業統計、商業販売額についてでございますが、佐世保市が6,360億円、江迎町、鹿町町を合わせまして約100億円でございます。合算いたしますと100億円程度の増になりまして、6,457億円の商業販売額になります。

一方、工業で見ますと、佐世保市が1,600億円の出荷額でございますけれども、江迎町88億円、鹿町町38億円ということで、1,730億円程度の出荷額になるということでございます。

あと、農業、漁業はそこに示すとおりでございます。

江迎町、鹿町町は圏域といたしましては伊万里・北松地域広域市町村圏でございます。佐世保市は佐世保地域広域市町村圏でございます。このように圏域こそ違いますけれども、今私が説明申し上げましたように、密接なつながりがあるものと言えようかと思えます。

それから、7ページでございます。

7ページは佐世保市と江迎町、鹿町町の主な財政指標ということでお示しをしております。表の見方でございますが、人口1人当たりでどのようになっているのかということで資料としてお示しをしました。

例えば、国から来る地方交付税であります。佐世保市は1人当たり年間8万7,000円いただいています。江迎町、鹿町町はそれぞれ23万4,000円、25万円ということで、規模が小さい市町村になりますと、どうしても1人当たりの交付税が高くなるということでございます。

歳出額を見ておきますと、佐世保市が1人当たり38万3,000円、江迎町が55万9,000円、鹿町町が48万6,000円。歳出総額にしましても、やっぱり小さいまちのほうが1人当たりは高くなります。

人件費も同じような傾向がございますが、佐世保市が6万9,000円、江迎町が9万3,000円、鹿町町が11万4,000円、なべて見ますと7万円になります。

それから、貯金残高(積立金残高)でございますが、これは佐世保市が低いんですけども、1人当たり5万1,000円、江迎町が27万4,000円、鹿町町が10万6,000円という状況です。

借金残高(地方債残高)でございますが、佐世保市が1人当たり47万8,000円、江迎町は若干高うございますが、114万7,000円、それから鹿町町が98万4,000円と、100万円前後ぐらいが両町の状況です。

財政力指数は1に近いほどいいということになるわけでございますが、佐世保市が0.55、江迎町、鹿町町が0.28と0.23ということで、これも、なべて見ますと0.54ということになります。

経常収支比率でございますが、これは低いほどよくなります。100%近くなりますと義務的なものしか出せないような状況になります。この比率が低いほどその地域にとって必要なことに自主的に使えるお金が増えてきます。逆に、100%に近くなりますと使えるお金が少なくなるということございまして、佐世保市が86.3%、江迎町84.4%、鹿町町が若干高くて98.4%という状況でございます。

起債制限比率、公債費比率は二つとも低いほどいいわけでございますが、総じて、江迎町がこの起債制限比率も公債費比率も低いという状況がこの表によって見てとれるということでございます。

簡単ではございますが、以上が主な財政指標、このような財政状況になっているというご説明でございます。

続きまして、合併新法といったのはどういったことを盛り込んである法律なのかということ資料として簡単にお示しをいたしました。

まず、合併新法の正式な名前は、「市町村の合併の特例等に関する法律」。昔、合併特例法と言われておりましたのはこの「等」がございまして、「市町村の合併の特例に関する法律」、合併新法は「等」が入ったということでご理解いただければと思います。

目的等につきましてはそこに書いてあるとおりでございますが、(2) 第 3 条の合併協議会を設置するという規定は、この中のこの規定をもってこの協議会があるんだということでございます。

それから、住民発議制度(有権者の50分の1以上の署名をもって合併協議会の設置の請求ができる制度)は、特例法に引き続きまして今も生きているということでございます。

9 ページでございますが、合併市町村基本計画。これが、私が先ほど説明を申し上げました合併協議会で作成をいたします、まちづくり計画のことを規定してあるところでございます。

(5) は 1 市 2 町は直接関係ございませんので、省略をさせていただきます。

(6) 議会の議員の定数・在任に関する特例でございますが、これも合併新法の中で引き続き規定をされております。したがって、新設合併の場合も編入合併の場合も、特例措置がございます。この特例措置の意味は、活用することができます。するしないは判断でございます。しなければならぬということではございません。することもできるし、しないこともできるということでございます。

それから、(8) 農業委員会の委員の任期等に関する特例。農業委員さんにつきましても、同じような特例があるということでございます。

それから、10 ページ、(9) で職員の身分の取り扱いがございしますが、これは、一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにして、公正に取り扱わなければならないということで規定されているものでございます。

それから、(11) 地方税に関する特例、いわゆる不均一課税のことでございます。不均一課税が5年間に限ってできるということになっております。これも、するしないはその判断であるということでございます。

それから、(12) 地方交付税額の算定の特例ということで、これは、合併しても合併しなかった状態で交付税を算定しようという国の制度でございます。佐世保市と江迎町、鹿町町がそれぞれ単独であるときと、合併をして一つのまちになったときには、一つのまちになったときのほうがスケールメリットが出てまいりますので、交付税が下がります。もともとあったほうが高いんです。計算をしてみましたら、佐世保市と鹿町町、江迎町で、単独である場合と合併した場合は9億3,500万円の差が出てまいります。その額を効率化していかないといけないというような一つの指標になってくるということでございます。

ただ、合併をしてそのような不利な措置になるのは困りますから、何年間は保障します、それから段階的に下げていきますという制度を国のほうがとっているものでございます。

それから、11 ページ、地方債の特例等。これは、以前、合併特例のときには合併特例債という制度がございました。合併新法の中では、特例債ほどの優遇はございませんが、合併推進債ということで、今後事業を展開する場合の地方債の特例制度が設けられているということでございます。

途中が少し飛びまして、(17) 地域審議会でございます。地域審議会は、新法の中でも引き続き置くことができるようになっております。

それから、(18) の地域自治区の設置手続等の特例、あるいは合併特例区、この二つとも、特例法に引き続き、新法の中でも措置されております。ただ、佐世保市は、今までの

1市4町との合併の中では地域審議会は設けてきた経過がございます。地域自治区あるいは合併特例区については設けた経過はございませんので、参考までにお伝えしておきたいと思っております。

それから、12ページでございますが、(20)の基本指針。これは国の総務大臣が指針をつくるということになっておりまして、その国がつくる指針に基づきまして、(21)です、長崎県におきまして構想等を作成するというところで、第59条で規定されております。長崎県におかれましては、昨年10月31日に構想が作成されたところでございます。その中では、佐世保市あるいは江迎町、鹿町町の関わるものとしましては、1市4町の組み合わせの構想が示されているところでございました。

それから、13ページでございますが、この中では特に県の役割が強化された分のことだけを報告させていただきませんが、県の役割が強化されたということで、(23) 合併協議会設置の勧告等を行うことができるようになっております。それから、合併協議会に対して、協議状況について報告を求めることができるようになっております。これは(24)、それから(25) 合併協議会に係るあっせん及び調停、それから合併協議推進勧告。例えば、合併協議会でがっぷり四つになって合併協議がなかなか思うように進まないというようなケースのときに、県が調停とか推進勧告等ができるようなことを法律上規定してあります。

それから、14ページでございますが、法律の失効時期です。平成17年4月1日に施行されまして22年3月31日に失効する5年間の時限立法でございました。先ほど、会長あいさつの中でこの合併をできれば21年度と申されましたのは、このことでございます。

それから、15ページでございます。15ページは旧法ですが今までの合併特例法と今度の新法の中で国とか県とかの支援措置がどのように変わってきているのかというのをお示しした資料でございます、すみません、これは佐世保市の例で書いております。以前の合併では、佐世保市と吉井町、世知原町、宇久町、小佐々町の1市4町の合併特例債は、標準全体事業費で344億円の事業ができるようなことになっておりました。当然、その充当率が95%、交付税算入が70%ございましたので、3分の1の負担で事業ができるというような制度がございました。ただ、今回の新法の中ではこの制度はなくなっております。

合併推進債は、先ほど申し上げましたように、充当率が90%、交付税算入率が40%の制度ということで、事業限定がございますけれども、推進債という制度はあるということでございます。

普通交付税の中での措置でございますが、4町の場合は臨時的経費に対する24億円程度の財政措置がございました。今回、1市2町でいきますと、仮に21年度に合併をするとした場合につきましては、約16億円の財政措置が国から来きます。それから、私、先ほどちょっと触れましたけれども、合併算定替えは、20年度合併は7カ年、21年度合併は5カ年、プラスあと5カ年でだんだん下がって行って、一つの均一的な状態になるというような制度になっております。

包括的な支援措置としての特別交付税は、前の4町の場合は4億9,000万円ほどあったんですが、この分はなくなっております。ただし、合併準備とか合併移行経費につきま

す所要一般財源の2分の1の措置をするということにつきましては、引き続き支援制度が残っています。

県の合併推進交付金につきましてでございますが、今もまだずっと活用させていただいておりますけれども、1市4町の場合は12億円の枠内で支援を行えるようになっております。今度の1市2町では、合わせて3億5,000万円の支援措置があります。それから、この法定合併協議会に対しまして、単年度で1市・町当たり200万円の県からの補助金がございます。1市2町で三つありますので、600万円になるということでございます。

このような支援制度があるということを委員の皆様にお伝えしておきたいと思っております。

以上、基本的な知識について申し上げました。以上でございます。

【朝長会長】 ただいま説明がございましたが、ちょっとスピードが速いのでご理解しにくいところもあると思いますが、何か質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、質疑はないということで、次に進ませていただきます。

6. 議事

(1) 協議事項

【朝長会長】 それでは、これから議事に入りたいと思っております。

協議事項を議題といたします。

この協議事項については5件ございますが、本日説明を受け、協議を行い、この場で可否を決めていただく案件でございます。

協議第1号～協議第3号

【朝長会長】 協議第1号、「佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会会議運営規程について」、協議第2号、「佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会監査委員の選任について」、協議第3号、「平成20年度事業計画及び予算について」は一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 17ページでございます。

協議第1号、「佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会会議運営規程について」でございますが、規約の第10条第3項の規定によりまして、この協議会の会議の運営に関して必要な事項については、会長がこの会議に諮って定める必要があるため提案しているものでございます。

会議運営規程は以下のとおりでございます。

第1条でございますが、これは会議の運営に関し必要なことを定めるということが趣旨であるということです。

第2条、基本方針ですが、会議は原則公開とします。それから、委員は会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力をしなければなりません。

第3条、会議の運営でございますが、委員さんは、議長(会長)の許可を得た後に発言をする。

それから、4番目、会議の進行。会議の議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行す

る。

第5条、傍聴でございますが、会議は、当然のことながら、傍聴することができます。傍聴については、別途議長が定めます。

それから、会議録。議長はその会議録を調製する、それから会議録を公開していきますということ。

それから、この規程に定めるもののほか、会議運営に必要な事項は、議長がこの協議会に諮って別に定めますということを書いております。

それから、19ページ、協議第2号、「佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会監査委員の選任について」でございます。

これも、規約第17条第1項の規定によりまして、本協議会の出納監査のために、次のとおり監査委員の選任を提案するものでございます。

これにつきましては、1市2町の首長の協議におきまして、佐世保市の代表監査委員、江迎町の代表監査委員さんを選任することでどうかということ協力が調って、それに基づき今回提案しておりますが、佐世保市の代表監査委員である麻生孝昭様、それから、江迎町代表監査委員であります山崎智士様ということでご提案をさせていただいております。

次に、20ページ、協議第3号、「平成20年度事業計画及び予算について」でございます。

まず、事業計画でございますが、合併協議会の開催は今日が第1回目になるわけですが、一応、予算上の事業計画といたしまして、7回を予定しております。先ほど役割の中でもご説明申し上げましたように、合併に関する協議、あるいは基本計画（まちづくり計画）に関する協議、その他必要な事項の協議を行っていきます。

それから、2番目といたしまして、合併に関する情報提供事業ということで、住民説明会を開催したり、あるいは協議会の公式ホームページを開設いたしまして、それで住民の皆様方に合併協議会はどういった議論をやっているのかというようなことを広くお知らせしていきたいと思っております。それから、佐世保市、江迎町、鹿町町の全世帯に配布をする「合併協議会だより」を発行していき、その他必要な広報も行っていきます。

それから、調査・研修事業ということで、合併先進事例等の調査、資料収集等を事務局で行っていきたいと考えております。

それから、21ページ、歳入歳出予算でございます。

21ページは歳入予算でございますが、先ほどご説明申し上げましたように、県補助金といたしまして合併協議会助成交付金というのがございまして、200万円かける3自治体で600万円を計上しております。この特定財源を除きまして、負担金を1市2町でそれぞれ、佐世保市が2,872万5,000円、江迎町が290万6,000円、鹿町町が285万円。これは、均等割を20%、人口割を80%ということで案分をいたしまして負担金を抛出するということで、1市2町で負担金が3,448万1,000円。それから、預金利息を合わせまして、4,048万2,000円の歳入でございます。

22ページからが歳出でございますが、歳出は大きく三つに分かれておりまして、一つが運営費、二つ目が事務費、三つ目として事業費でございます。

運営費は会議費ということで、合併協議会委員の皆様方に協議会に出てきていただくための報酬あるいは費用弁償、協議会開催に伴いますお茶代、それから、先ほどご説明申し

上げましたように、ホームページの中に公開をしていきますし、議事録はきっちりつくっていくということで、議事録の反訳委託料、それから会場借上料、これらを合わせまして391万4,000円を計上いたしております。

事務費でございますが、先ほど事務局の紹介もいたしましたけれども、事務局職員の時間外手当、あるいは臨時嘱託職員等々の雇用費、それから、いろいろな資料を作成するための需用費あるいは旅費、役務費等々で1,751万3,000円を計上いたしております。24ページでございます。

事業費でございますが、「合併協議会だより」を発行するということで、この報償費というのは、できるだけたくさんの皆様に見ていただくために、「合併協議会だより」の中にクイズコーナーなどを設けまして、そこで特産品をプレゼントとして出すとか、そういうことをやってみたいと思っております。「合併協議会だより」は3回、プラス予備費1回の4回を予定ということで、4回分の予算を計上いたしております。それから、需用費でございますが、印刷製本費。先ほど申し上げました「合併協議会だより」が615万円。それから、「基本計画印刷」と書いてありますが、先ほど申し上げました合併協議会の中で基本計画（まちづくり計画）を作成していきますので、その印刷費が、本書と概要版を含めまして472万円。それから、合併協定書の印刷費が10万円。委託料であります。基本計画策定支援業務ということで、専門のコンサルタントに支援業務を一部委託いたします。462万円。先ほど申し上げました「合併協議会だより」等々に係る経費、あるいはインターネットのホームページを開設・管理する経費等々で、合わせまして委託料747万8,000円。トータル1,895万5,000円が事業費でございます。

それと予備費10万円を含めまして、歳出合計が4,048万2,000円ということで予算を計上いたしております。よろしくご審議の上、ご賛同いただきたいと思います。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明についてご意見、ご質疑をお受けしたいと思っておりますが、何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、久池井委員。

【佐世保市久池井委員】 協議第1号で、第4条に「会議の議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行する」と記されておりますけれども、大方の賛同というのをどのように判断していくのか。決をとるとということにはならないと思っておりますけれども、そこら辺の大方の賛同の判断の仕方をどういうふうにして運営をされていくのか、ひとつお尋ねをいたしたいと思います。

それから……。一つずつでよろしいでしょうかね。それとも、予算まで全部一括……。一つずつでいいですか。

【朝長会長】 一つずつ行きましょうか。

【佐世保市久池井委員】 はい、お願いします。

【朝長会長】 では、事務局、大方の賛同という意味合いを説明願います。

【事務局】 会議の進行として、第4条に「会議の議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行する」ということで書いております。この法定合併協議会は、それぞれの議会で議決をいただきまして、合併協議を進めていこうとする同じ方向を持った委員さんの集ま

りと、このように解釈をいたしております。したがって、この件は決をとって賛成何人です、反対何人ですと、そのような議事の運営をするのではなくて、案件について十分議論をしていただきまして、合意や決定をいただく。その場合に、会長から、「皆さん、今ご議論したとおりの内容でよろしいですか」と。そこで皆さん一人一人が手を挙げてということじゃなくて、異議なしということであれば、全体の中で決めていただい。このようなことで議事を進行する意味合いを述べたものでございます。

以上でございます。

【朝長会長】 久池井委員。

【佐世保市久池井委員】 要するに、決をとるということじゃなくて、理解を深めていただくように。いろいろな事案で利害関係が絡むことも出てくる。そういった場合に、まとまらないということもあり得るんじゃないかなという気がするんですね。そういったときにも、理解を深めるような努力をしながら賛同を求めていくということですかね。そのように理解をしていいんですか。時間がかかっても賛同を求めていくというふうに理解をすればいいのか。

【朝長会長】 事務局。

【事務局】 考え方として、確かに、案件によっては市あるいは町で非常に差が出てくると想定されることがあると思います。その第2条の中に「円滑な議事運営」ということも書いておりますが、これは当然、各委員の皆様には十分議論を尽くしていただいて、意見は意見として述べていただいて、先ほど会長のごあいさつにもございましたけれども、主張すべきは主張する、あるいは譲るべきは譲るということで、その中で議論をしていただきながら、やっぱり全体意見の中でまとめていくものはまとめていただいということの中でやっただこうということを書いているつもりでございました。

【朝長会長】 前例として、4町合併のときにはこの規定はどういう表現になっていたんですか。

【事務局】 同じような表現でございます。

【朝長会長】 よろしゅうございますか。

「大方の」と、非常にあいまいな表現という感じもあるんですけども、この委員会の状況を見ながら、最終的にはそこを正副会長で協議をしながらおさめさせていただくというようなことを考えていきたいなと思うんですが、皆さん方のご意見が大体出尽くしたところでというようなことであるべきかなと私は思っているんですけども、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【佐世保市久池井委員】 細かい協議事項になっていくと、早々大方の賛同が得られない場面がどうしても出てくると思うんですね。では、そこでどうまとめていくのかというのは非常に難しいんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺は、会長からお話がありましたような方法を取りながら、あまり急がないで、いい方向をしっかりと見つけていただければと思っております。これは私の考え方ですけども。

【朝長会長】 皆さん、この件については今のような考え方でよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 では、「大方」につきましては一応そういう解釈をさせていただきたいと

思いますので、もしどうしてもまとまりにくいときには、最終的には正副会長で判断をさせていただきますと思います。

次をどうぞ。何かほかにもう一点あったんじゃないですか。

【佐世保市久池井委員】 協議第3号ですね。これは「平成20年度佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会事業計画」で挙げてあって、合併協議会の開催回数を7回ということで書いてあります。この7回の判断ですけれども、先ほどの合併までの流れの説明という中で、要するに7回やって期限内の合併を目指すんだというような方向がありましたが、それから考えると、7回で打ち切りなのかなと。

それと、平成20年度の事業計画のその他のところに合併調印式典の開催も挙げてありますね。

【事務局】 はい、挙げてあります。

【佐世保市久池井委員】 だから、20年度だけでこの協議会を終了させていくんだ、絶対この時期でやるんだという考え方なのか、いや、そうじゃないですよ、いろいろな協議事項で問題があればもうちょっと延びますよとか、柔軟な考え方でこの協議会の開催回数というのを考えていいのか、そこら辺の考え方、進め方をちょっとお尋ねいたします。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【事務局】 この事業計画でございますが、先ほど会長あいさつがございましたけれども、可能であれば、合併新法の優遇措置がある21年度の間には合併を実現できればということの一つの基本に考えまして、先ほど3ページでご説明しましたように、合併についてはいろいろな流れがございます。廃置分合議案を議決いただくまでが法定合併協議会でのいろいろな協議の一番中心になってまいります。当然、その後も協議会にはいろいろな報告することがございます。そういう中で、仮に合併準備に1年間、今までの4町との合併の経験として、合併準備に1年間かかっております。そうしますと、20年度内に合併準備を整えていけば、一つは、21年度の合併実現というのが可能になるのではないかと考え方ができますので、この事業計画の中では20年度を一応そのような考え方で進めたらどうかと。そのときに、協議会の回数としては、7回程度でご議論をしていただくぐらいが一番望ましいのではないかと事務局では考えましてこのようにしておりますが、協議内容によっては非常に難しい問題が出てきて、これは十分議論を尽くさないといけなくなつた場合には、当然、7回が8回、9回ということもあり得まして、期間も、絶対それにこだわらなければいけないことではなくて、柔軟に考えるべきことだろうと事務局では考えております。

以上でございます。

【朝長会長】 前例は何回ぐらいやったんですか。

【事務局】 吉井町、世知原町のときは半年間で6回しておりますが、その前に、佐世保市と吉井町、佐世保市と世知原町で別々に3回ずつぐらいしております。合体して6回ぐらいしております。宇久町の場合は、合併協議会になってからは6回ぐらいしております。小佐々町の場合は、特例ですけれども、3回で終わっております。7回が正しいのかどうか、これは当然、合併協議の項目によりまして、また案件の難しさによっても変わってくるんじゃないか。ただ、一つの考え方をお示ししないと、何回していくのかということもわからない状態で協議会にお諮りするのにも問題といたしましたので、一応、事務局とい

たしましては、7回ということで提案させていただいております。

【朝長会長】 ということですが、ご意見。はい、どうぞ。

【佐世保市久池井委員】 回数の問題じゃないと思うんですね。1市4町のときには任意協というのを十分時間をかけてやったんですね。協議事項等についてはその中で慎重に論議をしていって、ある程度でき上がっていた、それで法定協に入っていっていったという流れがありますよね。その中で、法定協議会を7回とか6回とかという形の中で整理をしていった。だから、ある程度のことが既に整理が済んでいた。今の状況では、今後、協議項目をより小分けしていって、専門部会とか小委員会の中で整理をしていかないといけないということで、非常にタイトなスケジュールになっていますよね。

確かに、財政支援のある期限内でやらないといけないといった環境もつくっていかないといけないでしょうし、努力も当然やっていかないといけないと思っています。ただ、それを前提として、財政支援だけを観点に入れて、期日が7回ですよ、1年かかりますから、今年度、20年度の3月までに法定協を終わらせないといけないというのはちょっとどうなのかなと。それは、我々は努力はして、環境も整えてやらないといけないと思いますけれども、そこら辺は7回ということにこだわる必要はないんじゃないかなという気が実はいたしておりますが、そこら辺の考え方はいかがですかね。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【事務局】 まず、一番大事なのは、この合併協議会の中でいかに議論を十分尽くしていただくか。そのことによって最終的な回数は決まっていくと考えます。したがって、先ほど申し上げますように、事務局としては7回を一つの目安として提案しているものでございまして、これが論議の深まり方によって増えていけば、当然やらないといけない、そのような柔軟な対応をしていくべきだと考えております。

以上でございます。

【朝長会長】 よろしゅうございますか。

ちょっと確認をさせていただきますけれども、今、7回を一つの目安ということで、あと、随時増やすかどうかは、協議の進捗状況によってその都度協議をしながら進めていくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 では、そういうことでまとめさせていただきます。

では、市岡委員、お願いします。

【佐世保市市岡委員】 今、会長のほうからある程度の取りまとめをしていただきましたので、それ以上のものとは思っているんですけども、先ほど来、委員長のほうからの発言もございましたが、実は、佐世保市議会の特別委員会の中でも、任意協議会ではない、いきなり法定協というくくりの中で、かなりの事務量の多さ、あるいはそれに基づく協議会での審議事項の多さということに対する時間的なもの、ボリューム的なものを勘案いたしますと、やはりじっくりと構えていかないといけないのではないかという意見がかなり出ました。

と同時に、先ほど説明の中にもございましたように、私ども佐世保市と、それから江迎町さん、あるいはまた鹿町町さんというのは、広域圏のくくりが残念ながら違っております。佐世保市の場合は今日まで同じ広域圏の中での合併ということが前提でございまし

たので、それとはやはり場面が若干違うということもあり、今後この協議会の行く末、あるいはまた、その協議会に至るまでの幹事会なり、あるいは各部会なり等々での協議というのはかなりの時間を要するのではなかろうかということも大いに予想される。そういったことからすれば、このスケジュール、予定の組み方というのは非常に厳しいものがあるのではないのかというようなことが意見としてかなり出たと。

しかしながら、そうは言っても、合併をするからには優遇処置を念頭に置かないといけないというのは、これはまた、ごく当然だと思います。と同時に、何を目的としての合併なのかということをしきりと踏まえた場合に、それは優遇措置というのも確かにありますけれども、いわゆるこの地域にお住まいの方々、もちろん、それ以外の方も含めてであります。そういった方々の生活環境をより向上させるというのが大前提でありますから、視点はより長く取るということからすれば、じっくりとした協議、慎重な協議というのが、やはりかなり必要性が増してくるだろうと。そういうことからしましての意見というのがかなり出ました。今、それを踏まえての特別委員長からのご意見、ご質問ということでもありますので、先ほど来、会長のほうからもおまとめいただきましたけれども、運営については十二分に意を用いて行っていただければと、このように思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【佐世保市久池井委員】 私ばかりしゃべりまして、まことに申しわけございません。

合併に関する情報提供事業のことですけれども、住民説明会は開催をされていられるようになっていますが、市民アンケート調査ですね。先ほども会長の話の中にありましたけれども、要するに、合併の主役は市民であるということから考えれば、今回の合併のあり方についてはやはり、1市4町のときも一応アンケートをやった。あれで済まそうということではなくて、新たな合併を1市2町でやるわけですから、鹿町町さんも江迎町さんも、それから佐世保市も、それぞれ、市民に対するアンケートというのはやはりしっかりやるべきじゃないかと。

ただ、内容的なものですけれども、前やったような単純なアンケートじゃなくて、合併の必要性とか、財政状況がどうなりますよ、こうなりますよとか、ある程度のデータというのを挙げながらのアンケートが必要じゃないかという気が実はいたしております。

というのは、特に住民の皆さんからの声というのは、1市4町と合併してあまりいいことはなかったという意見が非常に多い。合併の効果というのを知りたがっていらっしゃる人が非常に多いんじゃないかという気がいたしております。

確かに、合併してすぐ結果が出るものもあるでしょうし、年数がたたないとなかなか出ないというのもたくさんあるかと思えますけれども、こういった合併をすればこういったメリットがありますよ、こういった効果がありますよ、だから合併は進んでやりましょうというような推進要綱が県のほうでちゃんとできているわけですから、そういった効果、メリットについても、長崎県内でこれだけの合併がございました、合併した市町と合併しなかった町との財政の差はこうなっていますよとか、地方交付税の差はこうなっていますよとか、そういった合併の効果の検証を県のほうでしっかり出していただいて、そういっ

たものも含めてアンケート調査をやるべきじゃないかと考えていますけれども、アンケート調査を実施する気持ちというのは、今回、ないんですかね。

【朝長会長】 それぞれの市町でされるということについては、それぞれのご判断でいいんじゃないかと思っております。ここの協議会の中でそれぞれの市町でやらなければいけないという決め方にするかどうかということじゃないのかなと思うんですね。ですから、それぞれの市町でやろうということ判断をされれば、それはそれでいいのかなと思います。ここで全体でやりますよというような形に持っていくのかどうかということですね。そこだと思います。

【佐世保市久池井委員】 議長がおっしゃるとおり、それぞれの市町で判断をされる。鹿町町、江迎町さんについては、行われた話はちょっと聞いたことがあるんですけども、確かに、今議長がおっしゃったように、この協議会でアンケートをやるのかやらないのかを諮るののどうか、決めるのかどうなのかということなんでしょうが、住民説明会は協議会でやっていこうということ決められるわけですね、事業計画として。では、そのアンケートは協議会では決めない、各市町に任せるという考え方ですかね。そのようにとらえていいんですかね。

【朝長会長】 ええ、それは個々で決めることだと思いますので。そういう意見もありますし、それはそれぞれの町で任せていいよということでもいいんじゃないかなと思いますので、ここで決めることじゃないかと思います。

【佐世保市久池井委員】 今議長がおっしゃったとおり、皆さんがその必要はないとおっしゃれば、では、その自治体、自治体でやるのかというのを決めればいいわけでしょうから、そこら辺をどうするのかを皆さんに諮っていただいてどうするのか。協議会としてそれをする必要はないんですよ、協議会の予算の中ではやりませんよ、それは各自治体やりましょうという形になるのか。そこら辺は諮っていただいて決めるのか、決めないのか、懸案事項として残していただいて検討されるのか、ちょっとそこら辺の考え方をお聞かせいただければという気がいたします。

というのは、先ほども申しましたけれども、「合併をしたけれど、あんまりね」といった意見が今まで非常に多いんですね。合併効果というのがわからない。市民の皆さんが理解されていない。だから、もっとわかりやすい方法で合併効果を理解していただくべきではないでしょうか。佐世保市も1市4町の合併をやりました。県内各地で合併ができました。だから、これは県に対するお願いなんですけれども、合併した町と合併していないところとの差は財政的にも歴然と出てくるでしょうから、そこら辺の合併の効果について、わかる範囲で周知をさせて、「こういうところは我慢しなければいけないが、ここは良くなったもんね」とかいうことを明らかにしながら、合併というものに対する意識を育てていく大きな役割が県にあるんじゃないかなと思います。だから、あくまでも市民が主役でやろうとするならば、そこら辺をしっかりと出していただいて、できればやはりアンケートをやる必要があるんじゃないかという気がしております。あくまでも協議会だけの考えで進めるというわけにはいかないんじゃないかという気がいたしておるものですから発言をさせていただきますけれども、そこら辺は上手に取りまとめていただければと思っています。

【朝長会長】 事務局としては、今のところはしないということで事業計画と予算組みをしてあるんですね。

【事務局】 この法定合併協議会の中でアンケートをとる費用というのは計上しておりません。

【朝長会長】 この件につきまして何かご意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【江迎町山口委員】 すみません、江迎町の山口といいますけれども、ただいまお聞きしている中では、どうも合併にちょっと引いているような感じを私としては受けるんですが。この合併協議は1市2町で頑張っていこうよというので始まったんじゃないかと思うんですね。だから、今まで合併されたほかのところに聞いたら、やっぱりいいところばかりじゃないと思うんですよ。確かに、自分たちの利益になるようなことばかりじゃ全くないということ、これでは合併しなかったほうがよかったんじゃないかという話はちょこちょこ聞いているんですけども、やっぱりそれでは市、特に我々江迎町も財政難とかいうのを耳にしているものですから、とにかく早く合併をしようじゃないかということで、我々も住民の代表として一応来させていただいているものですから、佐世保市の方、そんなに嫌わないでください。頑張っていきたいと思います。

住民のアンケートというのを今いろいろおっしゃっていますが、この合併協議会で皆さんにアンケートをとり直すというのは、また多大な費用も時間も費やすと思いますし、とにかくアンケートをどうしてもとってくれということであれば、江迎町なり、鹿町町なり、佐世保市の方も、持ち帰って、それぞれの町にゆだねたらどうだろうかと思います。

あと、もう一つ。ついでですので私もちょっと言わせていただきますが、この7回の協議会の開催云々というのもあるんですが、一応、合併協議会は始まったんですから、まずは今年度、20年度というのをめどにしているんじゃないかと思います。今月7月から始まって、3月いっぱいまですれば、月に1回としても、確かに8回、9回ぐらいあるかと思いますが、やっぱりその中で8月のお盆も来るし、いろいろな時期があって毎月1回ということにはならないかと思うので、大体月1程度で7回ということで事務局側はされているんじゃないかと思うんですね。だから、前向きな考え方で、一応3月いっぱい、今年度いっぱいということをめどに頑張っていけたらなと思いますので。

済みません、わからないままに言いましたが、一応、以上です。

【朝長会長】 久池井委員。

【佐世保市久池井委員】 嫌っているとか合併をしたくないとかで言っているんじゃないんですね。そこら辺はしっかり理解をしていただきたいと思います。合併協議会をやるということでは我々も参加をしているわけですから、それは合併をやっているという前提なんですよ。ただ、それには十分論議をしていって、やっぱり後から「あいた、しもた」とならないようにやらないといけないでしょう。そこら辺をしっかりと時間をかけてやりたいなど。

それから、合併のアンケートだって、合併に賛成ですか反対ですかのアンケートじゃないんですね、僕が言っているのは、合併についてどうだったかということ、合併をすることの意義というのをやっぱりしっかり市民に知らせる役割がある。だから、そういった資料をつくってしっかり住民の皆さんに開示をしていって、合併は必要なんだな、やっぱり合併をしようやという意識を盛り上げていかないといけないんじゃないですかと。だから、もっと住民の参加を求める必要があるんじゃないですかという意味で言ったわけでござい

まして、誤解のないようにお願いしたいと思います。

あとは、アンケートをするならする、しないならしないというのは各自治体の中で決めていいということであれば、そういう方向でまとめていただければ結構だと思いますけども。

【朝長会長】 ほかにご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

【佐世保市深江委員】 深江です。先ほど、合併協議会の中でアンケートをとるかからないかということですが、私の意見としては、協議会ではアンケートをとる必要はないと思います。

過去においてアンケートをとられたところがあります。宇久町、小値賀町のときに、宇久町に対して、当時の佐世保市民の方の4%が賛成で、ほかの方は多分、それまで賛成者がいなかったと思います。しかしながら、合併ができたのは、議員の皆さんの配慮があったと考えております。

ですから、「合併協議会だより」でその都度この経過を住民の皆様には知らせ、その中でまたいろいろな意見が協議会に、または議会に、市長のところに、町長のところに反映されると思います。その中でまた検討されていいんじゃないかと思っておりますので、アンケートは必要ないと私は思っております。

以上です。

【朝長会長】 ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【鹿町町熊谷委員】 鹿町町の熊谷です。私も、統一した協議会のアンケートは必要ないんじゃないかと思っております。

といいますのは、1市2町でそれぞれ内容が違うんですね。だから、住民としての考え方もそれぞれ違うんじゃないかと思うんです。そうすれば、アンケートの内容もそれぞれ違ってくるはずなんですね。そうしないと意味がないんじゃないかと思っておりますので、統一したアンケートは必要ないと私は考えております。

アンケートをとる前に、やはり各地域で住民に知らせるような説明会などをたびたび開いて、もう一つは広報活動を十分に、地域の人が今合併がどう進んでいるんだ、また、進んだらどうなるかというようなところをある程度じっくり考えた段階でアンケートを地域ごとにとる。そうすれば、生きたアンケートができるんじゃないかと思っております。

以上です。

【朝長会長】 ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【鹿町町諸藤委員】 鹿町町の諸藤と申します。私もアンケートはとらないほうがいいんじゃないかと思っております。

住民の方にいろいろ意見を聞いてみたら、やっぱり合併をしたいという声がとてもたくさんあって、何月にするんだろうと、その興味があるんです。「合併協議会だより」でいろいろ説明していただいたら、そのほうが効果があるんじゃないだろうかと思います。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ほかにはご意見はございませんか。

江迎町、鹿町町に関しましては、過去においてアンケートをとっていらっしゃるという経過があるんですね。そういうこともございますので、あとは佐世保市がどうするかということかなという感じがいたしますから、佐世保市の問題ということにとらえるということにしたらどうかと思います。ここの協議会の中ではとらないということで議事を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

それでは、協議第1号から協議第3号については、原案のとおり決定してよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

ここで、ただいまご選任をいただきました監査委員をご紹介したいと思います。

事務局からご紹介をお願いいたします。

【事務局】 監査委員の選任、ありがとうございます。事務局から紹介させていただきます。

佐世保市代表監査委員の麻生孝昭監査委員でございます。(拍手)それから、江迎町代表監査委員、山崎智士監査委員でございます。(拍手)どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。

協議第4号

【朝長会長】 それでは、次に、協議第4号、「合併に関する協議の進め方」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 25ページでございます。

協議第4号、「合併に関する協議の進め方」についてでございますが、まず一つは協議の進め方を から まで三つ書いておりますけれども、佐世保市、江迎町、鹿町町の事務事業、制度の調整につきましては、各部門にわたっております。今、部会を25部に分けまして、専門部会、分科会で調整作業を一生懸命行っております。今後も引き続き精力的にその作業を行いながら、幹事会での協議を経まして、調整原案を協議会に提案いたします。

その場合に、協議を行う資料といたしましては、提案書でこういうことでいたしますと。行財政調書が判断材料となります。佐世保市はこういう状況です、江迎町はこういう状況です、鹿町町はこういう状況です、したがって、これを調整して、こういう調整案として書き上げましたと。また、こういうケースではこうなります、こういうケースではこうなりますと。このようなものを提示をいたしまして、それプラス、参考資料があれば参考資料をおつけして、それをもってこの協議会の中で判断をしていただくということになり

ます。

協議会では、今から協議をしていただくそれぞれの提案項目につきましては、まず会長が提案をいたしますが、「これはこういう内容のことです。こういう違いがあります。したがって、こういうふうな調整をして出しております」という説明を一旦いたします。それに対して、その場では、まずいろいろな質疑をしていただきます。一旦そこで打ち切りまして、それを1回持ち帰ってもらって、1カ月ぐらい期間がありますのでその間十分考えていただいて、次の回に出てきてそこで協議をしていただいて、合意、決定に結びつけていくということで、1回目は提案します。持ち帰って検討してもらって、次の回に決めていただくと、このような流れで進むということをお願いしたいと思っております。

それが25ページの内容です。

次に、26ページでございます。それでは、この協議会の中で一体何を協議していくのかということでございます。

これについては、大変恐縮でございますけれども、今専門部会、分科会で調整や作業を行っている状況でございますので、この全体像は今は示せません。専門部会で上がってきて、幹事会でまた論議をして、これを協議会の協議項目としましょうというのは次の回にお示しをしたいと。ただ、基本的なことで提案できるものもございましたので、今回、6件は提案することとしております。これは後で提案をさせていただこうと思っております。

なお、参考までに、小佐々町と佐世保市との合併協議の際に協議会の中で協議していただいた項目を挙げております。小佐々町の場合は33項目ございましたけれども、33番は小佐々町独自の問題ですから、今度の場合は多分なくなります。1市2町ではこれにプラスアルファされてくるのではないかと、このような想定はされます。

次に、27ページ、協議区分でございますが、いろいろなすり合わせをする事務事業について実際にランク分けをしてみたものでございます。

A、B、C、Dと四つのランクに分けておりますけれども、Aランクというのが、住民サービスあるいは住民の皆様方に非常に大きな影響があると考えられるもの。例えば、江迎町、鹿町町、佐世保市というのは大きな人口の差がございますので、江迎町、鹿町町だけで実施されている事業というのは、江迎町、鹿町町の方に合わせますと、当然、人口規模からいまして、佐世保市の対象者が何万人といらっしゃるケースもあり、莫大な費用がかかったりということもございますので、これらのものはAランク、財政的影響が大きいものもAランクということで、このAランクにつきましては、会長から提案をいたしますので、それをこの合併協議会委員の皆様方で十分議論して方向性を見出していただくということでございます。

それから、Bランクというのは、住民サービスがAランクほどではなくて、住民サービスの負担がそんなに大きくないもの、少ないものです。

それから、Cランクというのは、佐世保市だけが実施している事業や制度。これは当然、両町の方々に佐世保市のみだったものを実施させていただきますと、それは町の方々に対するサービスの向上になりますので、これはそのような調整ができるであろうということで、Cランクにいたしております。当然、住民サービスが同じでしたら調整の必要はないという言い方もできるかもしれませんが、これもCランクです。

Dランクというのは、そういう住民サービスにほとんどかわりがなくて、行政内部の

事務等で調整をしておくものがございますので、このようなのがDランクです。

したがって、Aランクは協議会でそれぞれ協議をしていただいで方向性を見出していただきますけれども、B、C、Dというのは、下部機関の幹事会で協議をして決定をして、協議会の皆様方に、ここはこう決めましたよということで報告をいたしたいと思います。

30ページをちょっと見ていただきたいんですが、これはあくまで概略ということでお許しをいただきたいんですけれども、1市2町でAランクが40件弱くらいだろうと。ただ、この事務事業数としては、100項目近くになると思っております。例えば、「補助金等の取り扱い」となりますと、補助金は一つだけじゃございません。小さいものまで入れますと100項目以上になると思います。重要なものだけでも20項目くらいあれば、1件ですけど20項目になるということでございます。Aランクでもそれらで100項目近くになるだろうと。あと、B、C、Dランクで800～900項目程度が想定されますので、約1,000項目くらいでございます。その800～900項目につきましては、こういうふうに決めましたからということを経済協議会の中で報告をしていきます。

また27ページに戻りますけれども、ただ、Bランク以降の中でも、委員の皆様から、これは協議会でちょっと論議しなくてはいけないんじゃないですかというものにつきましては、Aランクにするかどうかという議論をしていただくことになるということでございます。

それから、4番目の協議に当たっての基本方針。これは先ほどもちょっと議論があっておりましたけれども、合併には、地域全体で将来にわたって安定した地域社会を築いていくという基本的な目標があります。それから、より活力のある地域社会を目指しましょうという役割もでございます。これらの目的を達成するために協議を行っていきましょうというのが基本的な考えでございます。

次のページでありますけれども、そういう基本姿勢の中ではありますが、特に今までの合併と今回の佐世保市、江迎町、鹿町町の合併では、やはりその取り巻く環境も変わってきております。どういったことが変わってきているかといいますと、そこに書いておりますように、協議を取り巻く環境は、合併特例法による手厚い支援がなされていた状況から一定変化もいたしております。また、以前にも増して行財政状況が全国的に厳しくなっておりますけれども、佐世保市、江迎町、鹿町町も決してその例外ではございません。非常に厳しい行財政状況の中で、合併効果を生み出さないと新市での行財政運営というのが非常に厳しくなる。「危機的な」という書き方をしておりますけれども、そういうことも想定される。したがって、いろいろな論議をしていく中でも、厳しい選択を迫られるということもやっぱり考慮に入れながら協議を深める必要があるということまでそこに書き込みを加えさせていただいております。

そういう中で、協議については、基本方針といたしまして、一つは住民福祉の向上を目指しましょうと。しかしながら、2番目、それと並行しながら、健全な財政運営も目指していきましょうと。当然のことながら、住民福祉の向上を目指すということは、住民の皆様方への支出は大きくなるわけでございます。健全な財政を目指そうと思ったら、できるだけ入ってくるのを多く、出るのを少なく防がないといけません。とは相反することではあります。そこら辺をこの協議会の中で十分議論をしていただきながら、よりよい方向性を見出していただく。

それから、一体性と公平性の確保を目指すということは当然のことなのかなと。

それから、4番目、5番目です。急激な変化を緩和する一方で、合併効果も創出していきたいでしょう。これも、急激な変化を緩和しようとしたら、例えば一定の経過措置を設けて、住民の皆様の負担があまり急に変わらないようにしなければいけない。一方で、合併効果を創出するためには、やはりある程度負担をお願いしたり、そういうこともしないといけない。この両方をしないといけないということで、やっぱり合併協議の一つの難しさがあるのかなと。そこを話し合いで十分議論をしていただければということでございます。

具体的には、そこに書いてありますように、サービス水準は高いほうに合わせて、負担は低いほうに合わせるというのが一番いいんですけども、それが困難な場合につきましては、その理由を考えた上で調整の方向を協議していきましょう。住民の方から見まして、佐世保市のサービス水準が相対的に高いと思われる場合については、佐世保市の制度に合わせてまいりましょうよと。江迎町、鹿町町のサービスのほうが高いという場合には、佐世保市がそれに合わせますと莫大な財政負担が出てまいりますので、そこは十分検討した上でどういった調整方向かを決めないといけませんねというようなことをそこには書き上げております。

それから、29ページ、統一できない事業や制度につきましては、双方の住民にとってできる限り公平なものとなるよう調整をしていかなければいけない。

以前の例としては、4町との合併のときには中学校給食が統一できない制度ということで、2制度で、町はそのまま中学校給食を続けてください、佐世保市はしているところとしていないところとありますけれども、それも現行どおりにいたしまししょうというような調整があった経過がございます。

30ページは先ほど説明申し上げました。

31ページでございます。

ここでは、先ほどから議論になっておりますけれども、21年度までの合併を実現することを考えた場合には、合併協議会の20年度の想定スケジュールとしては、今日、7月から第1回目の協議会が始まりまして、事業計画あるいは予算上、7回と説明を申し上げましたけれども、先ほど月1回は難しいという委員さんのお話もございましたが、一応月1回程度ずつやっていって、今年度中に合併協議、まちづくり計画に関する協議も5カ月あるいは半年以内ぐらいで作成していくというのを一つの想定スケジュールの案として掲げております。その間、合併協議で論議してもらうためには、先ほどから議論がっておりますように、専門部会あるいは分科会で十分議論をして、幹事会でまたそれを精査して上げてくるという作業を繰り返しながらやっていくということでスケジュールをお示ししております。

ただ、そこに括弧書きしておりますように、本資料はあくまで想定で作成したものであり、短いケースは少ないかもしれませんが、合併協議の議論の状況次第で短いこともあり得るかもしれないし、もっと慎重な議論をとってきたら、当然、7回以上、8回、9回、もっととなるかもしれません。そこは、先ほどご説明しましたように、柔軟な判断でやっていくということになるのかなと考えております。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

はい、どうぞ、市岡委員。

【佐世保市市岡委員】 失礼いたします。

協議第4号ですが、大体の流れとしてはそうだなと思うんですけども、ただ、逆に、事務方の皆さん方に対して、この3番目の区分分けの問題ですね。協議区分ということで四つのランクに分けて、皆さんたちの作業がしやすいということが前提だと思うんですけども、たしか記憶では、私ども佐世保市と4町が合併させていただいたときには大まか二つの区分に分けて事務作業を進めていただいたという流れがあったと思うんですが、例えば、今回ご提案されている中で、直接事務にタッチする方々、作業をされる1市2町の職員さんの方々の立場として、このAとBの整理というのは非常に難しいんじゃないかと思うんですよ。

例えば、書いてあることから言えば、まずはAとBが一つで、CとDを合わせて三つに分けて、そして、協議会上げるもの、上げないものの判断は協議会の中での議論ということになるかもしれないけれども、それは中身に入ってから議論ということではなくて、その前段の議論で済むわけです。この内容を見てみると、ここまで細分化されると、AとBの境目でどちらにしようかという議論自体で非常に時間をとってしまい、逆に大変なことになるんじゃないかという気がちょっとするんですが、そこらあたりはどうなんですか。これは時間的なものもありますのでね。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【事務局】 確かに、ご意見はごもっともだと思います。このAランク、Bランク等の区分けにつきましては、まず専門部会、分科会でその行財政調書をつくるときに、自分たち、例えば町だったらこのように考えます、これは金額は少ないけど、住民の方への影響が非常に大きいと思ったら、Aランクで書いております。まず分科会、専門部会でそういう案をつくって、今度は幹事会上げます。幹事会の中でこれはAなのかBなのかを最終判断していただいて協議会上げてくるということで、まずは専門部会、分科会の中で1市2町の担当職員が協議をしながら、これはランクとしてはこうですよとやっていきます。したがって、今市岡委員がおっしゃいますように、この物差しは基準点がこれで、これからAですよというのはなかなか難しゅうございます。それは、事務的にも幹事会の中で判断もさせていただきながら協議会上げていきます。

当然、Bランク以下につきましても協議会にご報告はしていくわけでございますので、その中で、この案件は自分によく教えてくれ、どうもこれは自分の仲間から見れば重要という意見もあるよというようなことが委員の皆様から出てくるかもしれません。それはそれでまた論議をしていって、これはAということで協定項目に入れましょうとなれば、そうやっていく。そこはきちっとした一つの物差しというのがなかなか示せません。そこはお許しをいただけたと思いますけれども、AとBの区分けが難しいですが、できるだけ専門部会、分科会あるいは幹事会の中でそういう議論をしていく中で、協議会でご判断していただくものというのは上げていきたいと考えております。

以上でございます。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【佐世保市市岡委員】 指摘をさせていただく私としても、逆に、どれがベターな方法

かはよくわかりませんが、ただ、私も参加させていただいておる協議会の場においてもそうだったと思うんですけれども、皆さんたち事務方においても、原点に戻れば、やはりきちっとわかりやすい方法論というのがベターだと思うんです。したがって、佐世保市のみが行っている事業とそうでないもの、あるいは両町が行われているものとそうでないもの、あるいは同じ事業でもそれぞれ違ったやり方をしているものとか、例えばそういう分け方でもってきちっと調整をしていただくというのがベターなのかなとまず思うんですね。

それからすれば、この案として出されている分については、とりわけAとBの境目というのが、ではどこでだれがどう判断していくのという疑問をどうしても引きずってしまうので、おそらく携わる方々はなおさらそうだと思うんです。それを判断するためだけに時間を割いているんだったら、では、何のための協議かと。肝心なのはそれじゃなくて、本来の協議はそうではなくて、それをどうすり合わせていくかの協議に時間を割かないといけないわけですから。もうおわかりだと思うんだけど、そこらあたりはきちっと踏まえてやっていただきたい。そうであれば、私たちも含めてですけれども、よりやりやすい方法をやっぱり用いていただきたいと思っております。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【事務局】 事務的作業は市岡委員さんのおっしゃったような気持ちを持って取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【朝長会長】 ほかにご意見。はい、久池井委員。

【佐世保市久池井委員】 今市岡委員からランクの話がございましたけれども、専門部会、分科会で協議項目の調整作業を今からずっとやっていって、そういった項目についての資料は当然協議会の中でも出てくるんだろうと思ひますが、1市4町の反省、勉強と言ったらおかしいですけれども、反省をしてみれば、要するに、協議事項として出てこない問題というのが事務引き継ぎの中でたくさん出てきていましたよね。本当は協議会の中で協議をしなければいけなかったことが事務引き継ぎの中で出てきて、間に合わなかった。佐世保市が後で大変苦勞をしたという事例もたくさんございますので、協議項目選定に当たっては、やはり1市2町について洗い出しをしっかりとやっていただかないと困ると考へておりますので、そこら辺のことは意識をしておいていただければと、これはお願ひをしておきたいと思ひます。

【朝長会長】 項目について、前回の合併のときに、後で判明して非常に苦勞したというところがあるということでございます。それは現実の問題としてあったわけでございますけれども、そういうことがないように、市からも当然ですが、それぞれの町のほうからきちっと出していただくということが必要だと思ひますので、そこは事務局サイドでできる限り掘り下げてやっていただかなきゃいけないことじゃないかと思ひますから、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

【事務局】 はい、わかりました。

【朝長会長】 ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、協議第4号、「合併に関する協議の進め方について」は原案のとおり決定いたしますが、よろしゅうございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

協議第 5 号

次に、協議第 5 号、「まちづくり計画（新市基本計画）の策定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 32 ページでございます。

協議第 5 号、「まちづくり計画（新市基本計画）の策定について」でございます。

今回提案をいたしますのは、基本計画をこの協議会で作成する必要があるんですが、こういった手法をもってこういった観点で進めていくのかという基本的な考え方を提案しているものでございまして、今日そのような方針をお決めいただいたら、それに基づきまして今後作業を進めていくために、このような方針でいいのでしょうかという確認をとるために提案するものでございます。

まず一つは、この基本計画（まちづくり計画）の方針についてでございますが、からまで掲げております。

この策定の基本方針としては、一つが、当然、1 市 2 町の一体性の確立を図っていく、それから住民の福祉の向上等を図っていくということをまず目的とする。

それから、本計画は、主として江迎町、鹿町町を対象として、新市の円滑な運営の確保、均衡ある発展を図るための方針とか目標、あるいはその実現のための手段となります事業、公共的施設の統合整備、財政計画を中心として構成したい。

期間でございますが、おおむね 10 カ年程度の期間について定める。

それから、基本方針を定めるに当たっては、当然のことながら、将来を見据えた長期的視野に立ちながらやる。

5 番目、6 番目でございますが、公共施設の統合整備等につきましては、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮をしていきますよと。しかしながら、配慮をしていく中でも、普通交付税上の合併によるスケールメリットの基準とも言うべき合併算定替え期間終了後の減収額等も考慮の上、整備水準を検討していきましょうと。この期間終了後の減少額は、先ほど私、ご説明申し上げましたように、1 市 2 町の影響額が 9 億 3,500 万円でございます。毎年その額が下がってくるということでございますので、それぐらいの額を何とかクリアできるような効率化、合併効果も出していかなければいけないと。そのようなことも頭の中に入れて策定をしていく。それから、財政計画につきましては、特例期間終了後の平年度化された状態での収支バランスを見据えながら、新市において将来にわたって健全な財政運営が行われるよう十分な配慮をしていく。と はちょっと関連することでもございますが、やっぱりそのような厳しいことも盛り込まないといけないということはここにうたい込んでおります。

それから、33 ページ、策定体制についてでございますが、基本は、このまちづくり計画は企画調整分科会あるいは財政分科会を主体に作業を進めていきますけれども、限られた期間でより効果的に計画をつくっていくために、専門コンサルタントの支援も活用しながら行っていくということにしたいと思っております。

それから、委員の皆様方、また地域の住民の皆様方の意見も十分反映することが非常に

大事なことと考えておりますので、委員の皆様方へのインタビュー、これは34ページを見てください。「参考」、「意向調査の実施」ということで書いておりますけれども、協議会の委員の皆様へ個別にインタビューをしたり、グループインタビューをしたりということで、いろいろなご意見を披瀝いただいて、それをできるだけ生かしていくということをやっていきたくと。

特に地域委員の皆様あるいは広域委員の皆様方には、1回お集まりいただいてグループを組んでいただいて、その中でいろいろな議論をしていきながらというようなことも想定をしてみたいと考えておりますし、また、住民の皆様方の意向をきっちり反映させるためにも、江迎町、鹿町町では、16歳以上のすべての方を対象として、このまちづくりのアンケート調査を行うと。

どういったことを聞くかといいますと、今の施策、行政がやっている仕事の中で何を一番重視しますか、保健福祉でしょうか、教育でしょうか、産業の振興でしょうかというようなことを聞いていきたい。あるいは、1市2町が合併することでどういった期待を持ちたいですか、どういったまちにしたいですか、あるいは新しいまちはどういったことを一番重要視したほうがいいですかというようなことを聞いていって、住民の皆様によりマッチしたまちづくり計画（基本計画）をつくっていきたくと考えております。

33ページに戻ってください。

そのようなことから、3番目、まちづくり計画のスケジュールにつきましては、一応基礎調査ということで、まず基礎データの把握、1市2町にはそれぞれどういった地域資源があるんですか、あるいはどういった課題があるんですか、課題等を分析する。意向調査は先ほど申し上げたとおりでございます。可能であれば、これらを7月から8月ぐらいまでにかけてできればなと考えております。

それから、まちづくり計画の素案の取りまとめを9月ぐらいまでにできればなと。これは主に基本方針、主要施策・事業、財政計画案等のたたき台ぐらいをこころ辺でできないかなと。

それから、このまちづくり計画につきましては、県との協議が必要でございます。県との事前協議あるいは正式協議を踏まえながら、今からかかりまして約5カ月間ぐらいのスケジュールをもって、当然少し柔軟に変動することはあり得ると思っておりますけれども、そういう中でまちづくり計画をつくっていくという基本的な流れを進めてよるしいかを提案するものでございますので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ご意見、ご質疑をいただく前に、先ほど馬郡委員がお見えになりましたので、ご紹介をしたいと思います。ちょっと自己紹介してください。

【佐世保市馬郡委員】 大変おくれて参りまして、申しわけございません。佐世保市の馬郡でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【朝長会長】 ありがとうございます。

それでは、協議第5号でございますが、まちづくり計画についてのご質問、ご意見がございましたらお願いをいたします。策定の仕方でございますが、このような形でいいかどうか。

はい、どうぞ。

【佐世保市久池井委員】 まちづくり計画の策定について、3番目に、「合併後、概ね10年程度の期間について定めるものとします」ということで書いてあります。先ほど事務局からも説明がありましたように、万一と言ったら失礼ですけども、期限内の合併ができたとしたら、算定替えは5年間ですね。5年後、少しずつ交付税が減らされてくるということで、2段階になっていますよね。

前の1市4町のときは10年ありましたから10年でいいと思うんですけども、今回は、最悪の場合にはあくまでも5年というぎりぎりの形の算定替えの期間しかないわけですから、できれば5年で区切ったらどうなのかなと。10年間ひっくるめてという形の中じゃなくて、前期と後期というような形の中で、前期5年で計画をやって、暫時交付税が下がってきますけれども、その計画の中でまたつくり直すというような2段階でいったらどうなのかなという気がしているんですが、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

【朝長会長】 答えられますか。

【事務局】 今のご質問につきましては、正直に申し上げますと、私どもが想定する以上の質問でございまして、ちょっと戸惑っております。ただ、ここにも掲げておりますように、考え方として、やはり合併算定替えの期間というのは一つの大きな要素でもございますので、前期、後期でしたほうがいいのかどうか、そのことにつきましてはちょっとこの場でお答えすることはできませんけれども、企画調整部会あるいは財政分科会とももう一回相談をしながら、そこを含めて検討をさせていただきたいと考えております。

企画調整部会、今の答弁でよろしゅうございますでしょうか。

会長、以上でございます。

【朝長会長】 調整をしたいということでございますけれども、ようございませうか。

【佐世保市久池井委員】 はい。

【朝長会長】 確かに、前は10年でやったわけですので、そこはちょっと調整をする必要があるかもしれませんね。わかりました。では、調整をしてみてください。

ほかにございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、協議第5号、まちづくり計画(新市基本計画)の策定については、原案のとおり進めるということでようございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

以上で協議事項は終了いたします。

ここで、休息をとりたいと思います。10分程度休息をしたいと思いますので、4時10分再開ということでようございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、4時10分に再開をいたします。

(午後4時00分休憩)

(午後4時10分再開)

(2) 提案事項

【朝長会長】 会議を再開いたします。次に提案事項に入りますが、これから提案される案件は本日の提案を聞いたうえで次回協議会で議論し決定していくということになります。本日は事務局の説明聞いていただいて、不明な点やご意見などを出していただければと存じます。

今回は、会議次第にお示ししておりますように、6件を提案しておりますが、協議第6号「合併の方式」についてから、協議第9号「新市の事務所の位置」についてまでは、基本的な合併協定項目になるものであり、関連する部分もありますので、一括して議題としたいと存じます。

それでは、事務局から説明してください。

はい、どうぞ。

協議第6号～協議第11号

【事務局】 37ページでございます。

協議第6号、「合併の方式」についてでございますが、合併の方式は、北松浦郡江迎町及び北松浦郡鹿町町を廃し、その区域を佐世保市に編入する「編入合併」とする。なお、江迎町及び鹿町町のこれまでのまちづくりの歩みや伝統・文化を尊重し、合併協議に当たっては対等な立場で協議を行うものとするということで、合併の方式は編入合併とするという提案でございます。

理由といたしまして、佐世保市と江迎町、鹿町町の人口の大きな違い、あるいは条例の改正など合併に伴う事務作業への影響及びそれに伴います財政的な負担、長崎県北地域の中心都市としての佐世保市の位置づけなどを考慮いたしまして編入合併とするということでございます。

次に、38ページ、「合併の期日」についてでございます。

今回の合併の期日の提案につきましては、合併の期日そのものを示してお決めいただくものではございません。あくまで合併の期日の設定の考え方について提案をして、共通認識を持っていただく趣旨で提案するものでございます。

合併の期日ではありますが、市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）の期限内の合併を目標とし、合併協議の状況や合併に向けた体制の状況などを踏まえながら、別途協議をして期日を定めるということで提案をするものでございます。

したがって、後日、合併協議会が進みまして、一定の時期に、いつにしましょうということはこの協議会の中でもう一回提案をして決めていただくと。ただ、考え方として、今の合併新法の期限内の合併を目標としましょう、その中で別途協議をして定めましょうという提案でございます。

39ページに、しからは、検討するに当たってどのような要素を考えたらいいのかということを書いております。

合併新法の期限内。この意味は、国、県の支援措置を享受できる22年3月31日までの合併の実現を目指すという考え方でございます。合併協議の状況。先ほどから議論がっておりますけれども、合併協議の状況がどのように推移しているのかを見据えながら合併の期日を検討する必要があります。それから、合併期日は住民生活への影響等も十分

考慮しながらということでございます。あと、いろいろな行事とか、事務的な話でいきますと、電算システムの統合作業がどれくらいかかるのかとか、あるいは合併準備にどれくらい必要になるのか、一つは覚えやすさ等々も、その要素となるのかなということを書いております。

いずれにいたしましても、この件についてこのような方向性、設定の考え方について提案をして、実際にいつにするというのは、後日協議をして決めていただくものでございます。

次に、40ページ、協議第8号「新市の名称」でございますが、新市の名称は「佐世保市」とする。佐世保市は県下第2の都市でございます。また、ハウステンボスあるいは九十九島を有する観光都市として全国的に知名度がございます。また、それとともに、県北地域の中心都市としての知名度もございますので、新たな名称を全国的に普及させていく経費等を考慮いたしますと、佐世保市の名称を継続させることが妥当ではないかということでの提案でございます。

なお、41ページにつきましては、佐世保市の経緯、明治35年に市になったというような経過、あるいは、江迎町ではどのような経過をたどっているということ。小さい字で申しわけないんですが、この行財政調書の上のほうに「様式5号」と書いております。この「様式5号」が佐世保市と江迎町の状況を示した資料でございます。次のページに「様式6号」としてありますが、佐世保市はダブリますけれども、これが鹿町町の状況がわかる資料です。

また41ページに戻っていただきますけれども、これには直接関係はございませんが、右側のほうに、この案件はどれくらい予算を伴うんだ、どういった課題があるんですといった書き込みをしたり、その下に、「調整方針案・財政シミュレーション」と書いておりますけれども、このような選択肢をとった場合はこうなります、このような選択肢をとった場合はこうなります、したがって、この中でよりよいのはこの方針じゃないかということで、新市の名称はこうしますというふうに提案しております。

例えば、名称をつけるのにも、ここで二つ考えられます。佐世保市という名称でいくのか、佐世保市以外の新たな名称を考えるのか。当然、佐世保市でいったほうが圧倒的に事務負担、財政負担が違わないかというようなことも踏まえてこのような提案をしているということでございます。

それから、協議第9号「新市の事務所の位置について」でございますが、新市の事務所の位置は、佐世保市八幡町1番10号（今本庁舎があるところ）とする。

理由でございますけれども、今、市役所は市のほぼ中心に位置をしております。また、現在、佐世保市役所周辺には、国の合同庁舎あるいは県北振興局等の広域的行政機能も集中しております。現在の事務所の位置で住民の利便性や行政の効率的な運営が支障なく機能できると考えられるからでございます。

44、45ページには、佐世保市の今の事務所の位置、どういった内容なのか、江迎町は今の役場がどのようになっているのか、鹿町町がどうなっているのかということをお示ししております。

佐世保市の場合は、延べ床面積が2万5,946平米でございます。駐車台数が182台ということで、そこに米印で小さく書いておりますけれども、今、中央保健福祉センターを

建設中でありまして、そこができて上がりますとまた駐車場等の計画もございますので、そうなりますと駐車台数等も増えますし、面積も増えてくるということでございます。

ちなみに、江迎町は役場の延べ床面積が1,839平米、鹿町町は1,412.5平米というような状況でございます。

以上でございます。

【朝長会長】 ただいまの事務局の説明について何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。協議第6号から協議第9号までということでございます。特にございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、提案された原案については、それぞれお持ち帰り、検討していただいた上、熟慮していただきまして、次回の協議会で審議を行い、結論を出していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、協議第10号、「一般職の身分の取扱い」についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

【事務局】 46ページをお開きください。

協議第10号、「一般職の身分の取扱い」についてでございます。

一つが、江迎町、鹿町町の職員は、佐世保市の職員として引き継ぐものとする。2番目といたしまして、職員の任免、給与その他の身分の取り扱いにつきましては、佐世保市の職員と均衡を失しないように公正に取り扱うものとして、その詳細につきましては、1市2町の長が別に協議をして定めますということです。

これは、私、先ほど合併新法の内容を説明申し上げましたけれども、その中でもちょっと触れましたとおり、合併新法の第12条に基づきまして、合併関係市町村の一般職の身分につきましては、引き続き合併市町村の職員として身分を保有するよう措置することが義務づけられているからでございます。

ちなみに、47ページを見ていただきたいと思っております。これは佐世保市と江迎町の比較をしたものでございます。

20年4月1日現在、佐世保市の職員数が3,111人、江迎町は71名ということで、佐世保市の一般行政職の平均年齢が41歳2カ月、江迎町は43歳3カ月。それから、その方々の平均経験年数が佐世保市では19年5カ月で、33万3000円という給与体系。一方で、江迎町は平均22年10カ月で、32万7,500円。事務職の高卒、大卒の経験年数10年経過後でいきますと、佐世保市の職員が高卒が23万9,500円、一方で江迎町は20万5,400円、大卒でいきますと、佐世保市は28万1,575円、江迎町は25万800円。

すません、次のページをお願いしたいんですが、鹿町町は職員数が74名で、先ほどと同じような比較でいきますと、平均年齢が43年5カ月、平均経験年数が23年2カ月で、平均の給与月額が33万4,700円、10年経過後の職員が高卒で20万7,000円、大卒で26万5000円ということで、ここの数字で見てもわかりのように、佐世保市のほうが平均年齢が若干低いという中で、額からしますと、やっぱり佐世保市の職員の給与がやや高目にあるという状況でございます。今後、これら細部を十分詰めながら詳細を検討して、どのように取り計らっていくかにつきましては、佐世保市長、江迎町長、鹿町町長

が別に協議をして定めましょうと。

ただ、考え方は、まず、町の職員の皆様方は佐世保市の職員として引き継ぐという基本方針でございます。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ございませんようでしたら、これくらいで質疑をとどめます。

次に移ります。

協議第 1 1 号

【朝長会長】 次に、協議第 1 1 号、「町名・字名の取扱い」についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

【事務局】 49 ページでございます。

協議第 1 1 号「町名・字名の取扱い」についてでございますが、江迎町及び鹿町町の字、これは小字で免でございますけれども、これは廃止をして、町の名称として、現在の町名に免の呼称のみを残して町名とする。非常にわかりにくい取り扱いでございますが、下を見れば一発でわかります。

これは役場の住所を書いておりますが、今、役場の住所が「北松浦郡江迎町長坂免 2 6 3 番地」でございます。この町名・字名の取り扱いをいたしますと、免は消えますので、「佐世保市江迎町長坂 2 6 3 番地」ということになります。同じように、鹿町町の役場の住所でいきますと、今、「北松浦郡鹿町町下歌ヶ浦免 2 9 0 番地 2」でございますけれども、「佐世保市鹿町町下歌ヶ浦 2 9 0 番地 2」ということになります。

50 ページを開いていただきたいと思います。今、江迎町におきましては、梶の村免から埋立免まで、21 の免がございます。51 ページでございますが、鹿町町におきましては、大屋免から船ノ村免まで、13 の免がございます。したがって、これは先ほど申し上げた表現になると。

これは、具体的処理方法等の欄に書いておりますように、吉井町、世知原町、宇久町、小佐々町と全く同様の取り扱いをするというものでございまして、実は、4 町のときの合併協議の中でも、ぜひ自分たちの町の名前を何らかの形で残してほしいという強い論議がございまして、例えば、佐世保市江迎町何々とか、吉井町の場合は佐世保市吉井町直谷とか、このような経過があると。町名としては少し長くなりますけれども、同じような調整方針で提案をするものでございます。

以上でございます。

【朝長会長】 ただいまの事務局の説明について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、質疑をとどめたいと思います。

以上で提案事項を終了いたします。

これらの項目につきましては、次回の協議会で結論を得ていきたいと思っておりますので、よ

ろしくご検討のほど、お願いをいたします。

それでは、次の報告事項に移ります。

(3) 報告事項

【朝長会長】 報告第1号、「佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の諸規程」について、事務局の説明を求めます。

【事務局】 これは参考資料でございます。参考資料の6ページをお開きください。

先ほど規約は3ページからということでご説明してございましたけれども、これは会長が定める規程ということで、6ページは幹事会を設置する規程を掲げております。今日、第1回目の協議会を開催いたしましたけれども、7月10日に既に幹事会を開催いたしましたので、今日の協議会に上げる案件を協議、検討して上げた次第でございます。幹事会規程をこのように定めていると。中は後でお読みいただきたいと思います。

それから、8ページ、9ページが専門部会の設置規程でございます。専門部会には分科会まで置くことができるということにしておりまして、9ページに別表1ということで、専門部会は今、行財政改革推進部会から地域行政部会まで25で、佐世保市の担当部局がここになりますというのを書いております。次の欄が、江迎町はこの担当課になります、鹿町町はこの担当課になりますということで、この専門部会で協議をして、調整方針はこのようにしていきましようというのを幹事会に上げていって論議をしていくと。

すみません、大変恐縮でございますが、7ページに戻っていただきたいと思います。幹事会につきましては、佐世保市が市町合併に関する事項を所管する副市長と合併を所管する部長、江迎町が副町長と合併を所管する課長、鹿町町が副町長と合併を所管する課長、長崎県からもご参画いただくということで、現在、県北振興局の次長様にご参画をいただいているところでございます。ちょっと補足をさせていただきました。申しわけございません。

それでは、10ページでございます。10ページは、私ども事務局の規程を掲げております。事務局について、こういった職務をする、任命をどうするんだというようなことをここで規定をさせていただいております。

それから、13ページでございます。13ページは財務規程ということで、これは協議会の予算を執行するに当たりまして財務規程を定めるということでございまして、規程は主に佐世保市の財務規則を準用しながらつくっているところでございます。

それから、15ページ、16ページが佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の会議傍聴規程でございます。これは議長として定めるということで定めているものでございますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上が諸規程の報告でございます。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から報告、説明がございましたが、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、ただいま事務局から報告、説明があった内容で、本協議会の

幹事会等を以下の各種規程により運営をしていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは、そのように取り計らいます。

以上で報告事項を終了いたします。

7.その他

次に、「その他」に入ります。

協議会の運営(開催)方法について、事務局から説明を願います。

【事務局】 会議次第の最後のページ、52ページでございます。

1番目でございます。協議会の運営(開催)方法についての申し合わせということで提案をさせていただきますが、先ほどスケジュールに示しましたように、原則として協議会は月1回程度の頻度で開催する。

次に、協議会の資料でございますが、申しわけございません、今日は当日の配付になってしまいましたけれども、次回からは、協議会資料は幹事会で調整協議の上で、原則として開催日の3日前までに各委員に配付をしたいと思っております。3日間はちょっと短いんじゃないかというご意見もあるかもしれませんが、私どもが送るときに2日ぐらいかかりますので、1週間ぐらい前に用意をしたにしても、やっぱり3日ぐらい前にしか届けられないんじゃないかということで、3日前には提出するというところで努力をしていきたいと思っております。

3番目ですけれども、「次回の協議会の日程は、協議会で調整し、決定するのを原則とします」と書いていますが、例えば、今日は1回目の協議会ですけれども、2回目の協議会の日程は1回目の協議会で決めます。2回目の協議会のときに3回目の協議会の日程を決めます。そうしないと、委員さんは忙しい方ばかりでございますので、日程をまた別に調整しますとなかなか大変な作業になりますので、次回の日程は必ずそのときに決めていただくということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明について、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは、そのように取り計らいます。

次に、次回日程について、事務局から説明を願います。

【事務局】 同じく52ページでございます。

次回8月でございますが、日時としましては平成20年8月26日の火曜日、9時半から午前中いっぱいぐらいということで、場所は江迎町役場で行いたいと考えております。

よろしくをお願いしたいと思います。

【朝長会長】 ただいま事務局が示した次回協議会の日程は8月26日9時半から、江迎町役場ということでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、次回の協議会の開催日は、事務局説明のと通りの日程で開催

することいたします。

ほかに事務局から何かございますか。

【事務局】 特にございません。

【朝長会長】 委員さんのほうからほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【江迎町松田委員】 すみません、江迎町の松田と申しますが、資料の字が小さ過ぎて、もう少しどうにか配慮できないものかどうか。細かく書いてあると、何か裏があるんじゃないかなと思って見よりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【朝長会長】 特に行財政調書という、この分ですよね。小さいということですけども、広い紙にできるかどうかと。

【事務局】 それでは、一応、資料は一旦A4ということで全部つくらせていただきまして、その中で、委員さんについては、今出ました行財政調書についてはA3に拡大して、その分だけは当日配付するようにいたします。それでよろしゅうございましょうか。

【朝長会長】 ということで、当日配付ですね。小さいのは3日前に配付いたしますけれども……。

【事務局】 わかりました。大きいものも一緒に配付いたします。

【朝長会長】 大きいのも3日前に出るんですか。

【事務局】 はい、わかりました。

【朝長会長】 わかりました。そういうことで配付をしていただくそうでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

委員さん、ほかに何かご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、ご質問やご意見もないようでございますので、本日の協議会を閉じたいと思いますが、よろしゅうございませうでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ありがとうございます。

8.閉会

【朝長会長】 本日はほんとうにどうもお疲れさまでございました。皆様方のご協力に感謝申し上げます。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

了